

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年4月22日
【会社名】	株式会社ジェイグループホールディングス
【英訳名】	j-Group Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新田 二郎
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	(052)243-0026（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 赤工 朝飛
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	(052)243-0026（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 赤工 朝飛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,638,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 121,914,000円

(注) 1. 本募集は平成26年4月22日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社ジェイグループホールディングス東京支店  
(東京都港区西麻布一丁目8番12号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(第2回有償新株予約権証券)】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,340個(新株予約権1個につき100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	1,638,000円
発行価格	新株予約権1個につき700円(新株予約権の目的である株式1株当たり7円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年5月8日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジェイグループホールディングス [管理本部] 名古屋市中区栄三丁目4番28号
払込期日	平成26年5月28日
割当日	平成26年5月12日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店

(注) 1. 第2回有償新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)は、平成26年4月22日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2. 本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3. 本新株予約権の募集は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	1,400個
当社執行役員	2名	560個
当社従業員	1名	50個
当社子会社取締役	5名	210個
当社子会社従業員	2名	120個
合計	14名	2,340個

(注) 当社執行役員のうち1名は金融商品取引法施行令第二条の十二に規定する取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人のいずれにも該当いたしません。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	234,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を行うことがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、金514円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を行うことがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	121,914,000円 (注) ただし、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年6月1日から平成33年5月11日までとする。 ただし、当該権利行使期間開始日は、平成27年2月期有価証券報告書提出日の翌日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジェイグループホールディングス [管理本部] 名古屋市中区栄三丁目4番28号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 名古屋中央支店

新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成27年2月期乃至平成31年2月期の有価証券報告書における連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)に記載される経常利益が、下記( )乃至( )に掲げる一定の水準(以下、「業績判定水準」という。)を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)までの個数を、業績判定水準を超過した期の有価証券報告書の提出日の翌日以降行使することができる。</p> <p>なお、適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。</p> <p>( )業績判定水準：経常利益3億円 行使可能割合：40%  ( )業績判定水準：経常利益5億円 行使可能割合：70%  ( )業績判定水準：経常利益10億円 行使可能割合：90%  ( )業績判定水準：経常利益15億円 行使可能割合：100%</p> <p>2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>4. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p>

	<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整できるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取

次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

#### 4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとする。

#### 5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

### (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
121,914,000	3,355,000	118,559,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(1,638,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(120,276,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

### (2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## 1. 割当予定先

## (1) 当社取締役

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社取締役4名（注）
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社取締役

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社取締役4名は、合計で当社普通株式537,400株を保有しております。
人事関係	当社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## (2) 当社執行役員

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社執行役員2名（注）
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社執行役員

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の執行役員であります。うち、1名は業務委託契約を締結する執行役員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## (3) 当社従業員

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社従業員1名（注）
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社従業員

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	当社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## (4) 当社子会社取締役

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社取締役 5 名(注)
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社子会社取締役

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社子会社取締役 5 名のうち 3 名は、合計で当社普通株式382,000株を保有しております。
人事関係	当社子会社の取締役であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

## (5) 当社子会社従業員

## a. 割当予定先の概要

氏名	当社子会社従業員 2 名(注)
住所	該当事項はありません。
職業の内容	当社子会社従業員

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社子会社従業員 2 名のうち 1 名は、当社普通株式800株を保有しております。
人事関係	当社子会社の従業員であります。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力をさらに高め当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員の一層の意欲及び士気を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名の記載は、省略しております。

## 2. 割当予定先の選定理由

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員の結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的として、有償にて発行する新株予約権であり、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員に付与することといたしました。

## 3. 割り当てようとする株式の数

1. 当社取締役	4 名	140,000株
2. 当社執行役員	2 名	56,000株
3. 当社従業員	1 名	5,000株
4. 当社子会社取締役	5 名	21,000株
5. 当社子会社従業員	2 名	12,000株

## 4. 株券等の保有方針

当社と割当予定先との間において、継続保有の取り決めはございません。



## 5. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金保有に関し、各割当予定先に対して、支障がない旨を口頭により確認をし、払込みに要する資金の額が少額であることから、特段の問題がないものと判断しております。

## 6. 割当予定先の実態

割当予定先は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員であり、当社グループでは内規(反社会的勢力対策規程及びコンプライアンス基本規程を含みます。以下同じ。)等により反社会的勢力との一切の取引等の関わりを排除しているところではございますが、今回の決議に先立ち全ての割当予定先から聞き取り調査を行いました。これらの調査を踏まえて、当社は、割当予定先は、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社プルートス・コンサルティング)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を700円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成26年4月21日の金融商品取引所における当社の普通取引の終値514円といたしました。

当該判断に当たっては、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員(社外監査役3名)が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 割当数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は234,000株であり、平成26年2月28日現在の当社発行済株式総数8,196,400株に対し2.85%(平成26年2月28日現在の当社議決権個数79,960個に対しては2.93%)の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、執行役員及び従業員並びに当社の子会社取締役及び従業員の結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
(有)ニューフィールド	名古屋市中区千代田4丁目 1-23ライオンズマンシ ョン東別院第三1401	2,022,000	25.29%	2,022,000	24.57%
サントリーピア&スピ リッツ(株)	東京都港区台場2丁目3- 3	300,000	3.75%	300,000	3.65%
新田 二郎	名古屋市中区	200,000	2.50%	300,000	3.65%
松永 圭司	愛知県北名古屋市	215,000	2.69%	215,000	2.61%
安田 博	愛知県愛西市	206,000	2.58%	206,000	2.50%
林 芳郎	名古屋市中区	192,000	2.40%	202,000	2.45%
林 裕二	東京都墨田区	144,400	1.81%	164,400	2.00%
二村 篤志	名古屋市中区	146,000	1.83%	150,000	1.82%
生井 嘉幸	愛知県愛知郡東郷町	120,000	1.50%	124,000	1.51%
石川 智巳	名古屋市中区	116,000	1.45%	124,000	1.51%
計	-	3,661,400	45.79%	3,807,400	46.26%

(注) 1. 上記株数は平成26年2月28日現在の株主名簿を基準にしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年2月28日現在の発行済株式総数に、割当予定先に割当てる本新株予約権の目的である株式の総数234,000株を加えた総議決権数82,300個で計算しております。

3. 上記のほか、自己株式が200,000株あります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2．臨時報告書の提出について

有価証券報告書の提出日（平成25年5月30日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（平成25年5月31日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

平成25年5月29日の第12回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成25年5月29日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当金を当社普通株式1株あたり500円、総額16,277,000円とするものであります。

###### 第2号議案 定款一部変更の件

補欠監査役を選任の効力を4年に変更し、また、取締役会の招集につき所要の変更を行うものであります。

###### 第3号議案 取締役1名選任の件

赤工朝飛氏を取締役に選任するものであります。

###### 第4号議案 取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容決定の件

取締役のストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、取締役（社外取締役を除く）については年額100百万円以内として設定すること及び取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容を決定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 割合(%)
第1号議案	21,564	36	-	(注)2	可決(91.78)
第2号議案	21,530	70	-	(注)1	可決(91.63)
第3号議案	21,512	88	-	(注)2	可決(91.56)
第4号議案	21,427	173	-	(注)2	可決(91.19)

- (注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。
- 3 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、32,554個であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

平成25年5月28日午後6時までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(平成25年12月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名または名称

主要株主でなくなるもの

新田 二郎

新たに主要株主となるもの

有限会社ニューフィールド

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

新田 二郎

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	18,828個	23.55%
異動後	2,000個	2.50%

有限会社ニューフィールド

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,392個	4.24%
異動後	20,220個	25.29%

- (注) 1 総株主等の議決権に対する割合は、平成25年12月18日現在の発行済株式総数8,196,400株から自己株式200,000株を控除した総株主の議決権の数79,964個を基準に算出しております。
- 2 総株主等の議決権に対する割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成25年12月19日

## (4) その他の事項

本報告書提出日時点の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,068百万円

発行済株式総数 普通株式 8,196,400株

(平成26年4月22日提出の臨時報告書)

## 1 提出理由

当社は、平成26年4月22日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2 報告内容

イ 銘柄 株式会社ジェイグループホールディングス 第1回有償新株予約権

ロ 新株予約権の内容

## (1) 発行数

3,000個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式300,000株とし、下記(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

## (2) 発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価格は、600円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルーラス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

## (3) 発行価額の総額

156,000,000円

## (4) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

## (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金514円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (6) 新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という)は、平成26年6月1日から平成36年5月11日までとする。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額(但し、上記(5)に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合  
新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。  
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。  
各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### 八 新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役 1名 3,000個(300,000株)

### 二 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係該当事項はありません。

### ホ 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

### 3. 資本金の増減があった場合

後記「第四部 組込情報」に記載の第12期有価証券報告書に記載された資本金等について、当該有価証券報告書の提出日(平成25年5月30日)以後、本有価証券届出書提出日(平成26年4月22日)までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年6月25日 (注)1	5,000	38,658	269,587	1,039,919	269,587	969,919
平成25年6月1日~ 平成25年8月31日 (注)2	2,324	40,982	29,050	1,068,969	29,050	998,969

(注)1. 公募増資

発行価格114,352円、払込金額107,835円、資本組入額53,917円50銭

払込金総額539,175千円

2. 新株予約権の行使による増加であります。

### 4. 最近の業績の概要について

平成26年4月8日開催の取締役会において決議された第13期連結会計年度(自平成25年3月1日 至平成26年2月28日)に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。



## 連結財務諸表

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当連結会計年度 (平成26年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	426,105	708,393
売掛金	297,258	267,947
たな卸資産	68,593	80,205
繰延税金資産	16,049	35,026
その他	275,826	246,301
貸倒引当金	17,725	16,126
流動資産合計	1,066,107	1,321,747
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	2,877,010	3,004,053
工具、器具及び備品（純額）	162,525	203,647
土地	1,364,881	1,428,664
リース資産（純額）	95,228	121,259
建設仮勘定	15,435	190,650
その他（純額）	8,211	7,300
有形固定資産合計	4,523,292	4,955,575
無形固定資産		
のれん	8,024	10,177
リース資産	18,979	15,408
その他	6,832	6,178
無形固定資産合計	33,836	31,764
投資その他の資産		
投資有価証券	8,614	8,220
差入保証金	1,109,350	1,147,130
繰延税金資産	44,227	44,892
その他	161,673	205,859
貸倒引当金	-	17,776
投資その他の資産合計	1,323,867	1,388,325
固定資産合計	5,880,995	6,375,666
繰延資産		
株式交付費	-	5,136
社債発行費	-	3,564
繰延資産合計	-	8,701
資産合計	6,947,102	7,706,114

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年2月28日)	当連結会計年度 (平成26年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	353,523	264,746
短期借入金	33,280	-
1年内償還予定の社債	-	46,000
1年内返済予定の長期借入金	848,960	818,402
未払金	575,333	607,085
リース債務	36,554	52,003
未払法人税等	6,883	50,645
未払消費税等	65,403	75,335
預り金	91,197	98,641
資産除去債務	-	3,356
その他	70,865	117,788
流動負債合計	2,082,000	2,134,004
固定負債		
社債	-	184,000
長期借入金	2,958,193	3,012,886
リース債務	87,563	96,836
資産除去債務	56,105	60,637
その他	136,901	187,331
固定負債合計	3,238,762	3,541,691
負債合計	5,320,763	5,675,696
純資産の部		
株主資本		
資本金	769,031	1,068,969
資本剰余金	699,031	998,969
利益剰余金	240,175	64,781
自己株式	76,000	76,000
株主資本合計	1,632,238	2,056,719
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	5,900	26,300
その他の包括利益累計額合計	5,900	26,300
純資産合計	1,626,338	2,030,418
負債純資産合計	6,947,102	7,706,114

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
売上高	9,966,236	11,419,622
売上原価	3,052,393	3,495,439
売上総利益	6,913,843	7,924,183
販売費及び一般管理費	6,845,366	7,987,664
営業利益又は営業損失( )	68,477	63,480
営業外収益		
協賛金収入	33,115	69,245
設備賃貸料	4,594	4,338
為替差益	14,168	25,046
その他	25,605	27,602
営業外収益合計	77,484	126,232
営業外費用		
支払利息	60,970	66,464
賃貸費用	4,392	3,619
持分法による投資損失	9,194	4,160
その他	5,620	20,499
営業外費用合計	80,177	94,743
経常利益又は経常損失( )	65,784	31,992
特別利益		
固定資産売却益	579	-
特別利益合計	579	-
特別損失		
店舗閉鎖損失	5,650	8,823
減損損失	-	48,662
ゴルフ会員権評価損	1,050	-
貸倒引当金繰入額	485	10,700
特別損失合計	7,186	68,186
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失( )	59,177	100,178
法人税、住民税及び事業税	10,949	54,887
法人税等調整額	23,481	15,939
法人税等合計	34,430	38,948
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	24,746	139,126
当期純利益又は当期純損失( )	24,746	139,126

## (連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失( )	24,746	139,126
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	9,807	20,400
その他の包括利益合計	9,807	20,400
包括利益	14,938	159,527
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,938	159,527

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	748,531	678,531	215,429	76,000	1,566,492	3,907	3,907	1,570,400
当期変動額								
新株の発行	20,500	20,500			41,000			41,000
剰余金の配当								
当期純利益			24,746		24,746			24,746
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						9,807	9,807	9,807
当期変動額合計	20,500	20,500	24,746		65,746	9,807	9,807	55,938
当期末残高	769,031	699,031	240,175	76,000	1,632,238	5,900	5,900	1,626,338

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	769,031	699,031	240,175	76,000	1,632,238	5,900	5,900	1,626,338
当期変動額								
新株の発行	299,937	299,937			599,875			599,875
剰余金の配当			36,268		36,268			36,268
当期純利益			139,126		139,126			139,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						20,400	20,400	20,400
当期変動額合計	299,937	299,937	175,394		424,480	20,400	20,400	404,079
当期末残高	1,068,969	998,969	415,569	76,000	2,056,719	26,300	26,300	2,030,418

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	59,177	100,178
減価償却費	619,963	769,518
減損損失	-	48,662
のれん償却額	984	1,550
貸倒引当金の増減額(は減少)	313	16,176
賞与引当金の増減額(は減少)	30,000	-
受取利息及び受取配当金	1,408	1,654
支払利息	60,970	66,464
有形固定資産売却益	579	-
為替差損益(は益)	14,168	25,046
持分法による投資損益(は益)	9,194	4,160
売上債権の増減額(は増加)	39,385	16,573
たな卸資産の増減額(は増加)	8,020	10,636
仕入債務の増減額(は減少)	5,083	89,121
未払金の増減額(は減少)	24,236	23,010
その他	36,517	76,344
小計	664,239	795,823
利息及び配当金の受取額	1,408	1,654
利息の支払額	61,354	66,103
法人税等の支払額	91,256	25,078
営業活動によるキャッシュ・フロー	513,035	706,295
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	40,872	-
貸付けによる支出	3,980	45,385
貸付金の回収による収入	4,320	2,333
有形固定資産の取得による支出	1,235,918	989,176
有形固定資産の売却による収入	4,250	-
無形固定資産の取得による支出	1,423	789
差入保証金の差入による支出	78,611	112,475
差入保証金の回収による収入	240,238	25,320
投資有価証券の取得による支出	1,500	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	5,446
その他	23,209	795
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,054,962	1,113,931

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	104,219	33,280
長期借入れによる収入	1,561,000	1,055,000
長期借入金の返済による支出	879,950	1,068,105
リース債務の返済による支出	32,567	46,766
社債の発行による収入	-	230,000
社債の発行による支出	-	3,882
株式の発行による収入	41,000	599,875
株式の発行による支出	-	6,849
配当金の支払額	-	36,268
財務活動によるキャッシュ・フロー	585,262	689,723
現金及び現金同等物に係る換算差額	148	188
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	43,484	282,276
現金及び現金同等物の期首残高	322,346	365,830
現金及び現金同等物の期末残高	365,830	648,107

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

## (継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

## (会計方針の変更)

## (減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ36,184千円減少しております。

## (株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

当社は、平成25年6月25日付で、公募による新株式発行の払込みを受け、資本金が269,587千円、資本準備金が269,587千円増加しました。また、当連結会計年度において新株予約権の行使により資本金が30,350千円、資本準備金が30,350千円増加しました。その結果、当連結会計年度末において資本金が1,068,969千円、資本準備金が998,969千円となっております。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産および負債の主な内訳

当連結会計年度において、株式の追加取得により㈱SARUを持分法適用の関連会社から連結子会社化したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と取得による支出との関係は次のとおりであります。

## 株式会社SARU (平成25年8月31日現在)

流動資産 20,274千円

固定資産 80,338千円

のれん 2,081千円

流動負債 34,324千円

固定負債 63,369千円

支配獲得時の持分評価額 2,732千円

段階取得にかかる差損 732千円

株式の取得価額 3,000千円

現金及び現金同等物 8,446千円

連結範囲の変更を伴う関係会社株式の取得による収入 5,446千円



## (企業結合等関係)

## 取得による企業結合

## 1. 企業結合の概要

## (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社SARU

事業の内容 飲食事業

## (2) 企業結合を行った主な理由

(株)SARUは、当社が40%の株式を所有する持分法適用関連会社でありました。「猿cafe」事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、飲食事業の競争力を一層高めるため、持株比率を増加し子会社化いたしました。

## (3) 企業結合日

平成25年8月28日

## (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

## (5) 結合後企業の名称

株式会社SARU

## (6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率 40%

企業結合日に追加取得した議決権比率 60%

取得後の議決権比率 100%

## (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、現金を対価とする株式取得により、(株)SARUの議決権の過半数を取得したためであります。

## 2. 財務諸表に含まれる取得した事業の業績の期間

2013年9月1日から2014年2月28日まで

## 3. 取得した事業の取得原価及びその内訳

取得原価は3,000千円であり、現金による取得であります。

## 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

## (1) 発生したのれんの金額

2,081千円

## (2) 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことにより発生したものであります。

## (3) 償却方法及び償却期間

3年間にわたる均等償却

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するため、定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社グループは、居酒屋、レストランなどの飲食事業を中心に、ブライダル事業、不動産事業等の複数の事業を営んでおり、その事業区分ごとに当社及び当社の連結子会社が単一もしくは複数の事業に従事する事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業別のセグメントから構成されており、「飲食事業」、「ブライダル事業」及び「不動産事業」の3つを報告セグメントとしております。

「飲食事業」は、居酒屋、レストラン等での飲食サービスを提供しております。「ブライダル事業」は、挙式・披露宴サービスを提供しております。「不動産事業」は不動産の賃貸・管理業務等を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成のために採用している会計処理の方法と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自平成24年3月1日至平成25年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	飲食	ブライダル	不動産	計				
売上高								
(1)外部顧客への売上高	8,732,404	559,055	178,269	9,469,729	496,507	9,966,236	-	9,966,236
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	25,311	560	655,894	681,766	463,748	1,145,514	1,145,514	-
計	8,757,715	559,616	834,163	10,151,496	960,255	11,111,751	1,145,514	9,966,236
セグメント利益又は損失( )	199,934	8,183	64,760	272,878	45,267	318,146	249,669	68,477
セグメント資産	1,850,051	483,551	3,646,897	5,980,500	373,058	6,353,559	593,543	6,947,102
その他の項目								
減価償却費	431,375	75,108	71,189	577,673	807	578,481	41,482	619,963
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	602,536	263,260	273,856	1,139,652	1,437	1,141,089	23,531	1,164,620

注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額 249,669千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額593,543千円は、全社資産であります。

全社資産の主なものは当社の余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社管理部門の資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額23,531千円は、主に管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

当社は平成24年9月3日付けの会社分割により持株会社へ移行しております。

これにより、従来と比較して、当連結会計年度の営業費用は「飲食事業」が281,543千円減少し、「調整額」は同額増加しております。

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結 財務諸表 計上額 (注)3
	飲食	ブライダル	不動産	計				
売上高								
(1)外部顧客への売上高	9,987,260	961,073	187,246	11,135,580	284,042	11,419,622	-	11,419,622
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	101,854	-	1,389,929	1,491,784	521,386	2,013,170	2,013,170	-
計	10,089,115	961,073	1,577,175	12,627,364	805,428	13,432,792	2,013,170	11,419,622
セグメント利益又は損失( )	315,477	61,747	124,535	501,759	61,071	562,831	626,312	63,480
セグメント資産	2,336,755	372,495	3,980,008	6,689,259	286,645	6,975,905	730,209	7,706,114
その他の項目								
減価償却費	598,382	78,287	72,997	749,667	1,088	750,756	18,762	769,518
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	955,903	2,885	272,244	1,231,033	9,682	1,240,715	12,981	1,253,696

注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失( )の調整額 626,312千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(2) セグメント資産の調整額730,209千円は、全社資産であります。

全社資産の主なものは当社の余資運用資金及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、本社管理部門の資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額12,981千円は、主に管理部門に係る資産であります。

3. セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

#### 4. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は平成24年9月3日付けの会社分割により持株会社へ移行しております。

これにより持株会社で発生した営業費用を主として全社費用として取り扱っております。持株会社移行前に発生した同範囲の営業費用相当額を特定することはできませんが、従来「飲食事業」の費用として取り扱っていた当該営業費用相当額(前連結会計年度281,543千円、当連結会計年度627,525千円)は、それぞれ「調整額」に含まれております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客に対する売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	ブライダル	不動産	その他	全社・消去	合計
減損損失	48,662	-	-	-	-	48,662

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	ブライダル	不動産	その他	全社・消去	合計
当期償却額	984	-	-	-	-	984
当期末残高	8,024	-	-	-	-	8,024

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

(単位:千円)

	飲食	ブライダル	不動産	その他	全社・消去	合計
当期償却額	1,550	-	-	-	-	1,550
当期末残高	10,177	-	-	-	-	10,177

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)	
1株当たり純資産額	249円79銭	1株当たり純資産額	253円92銭
1株当たり当期純利益	3円85銭	1株当たり当期純損失	18円40銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	3円62銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	

- (注) 1.当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
- 2.当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3.1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成25年3月1日 至 平成26年2月28日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	24,746	139,126
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	24,746	139,126
普通株式の期中平均株式数(株)	6,431,786	7,561,551
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	405,558	-
(うち新株予約権)	(405,558)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成24年3月1日 至 平成25年2月28日	平成25年5月30日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期第3四半期)	自 平成25年9月1日 至 平成25年11月30日	平成26年1月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年1月14日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川原 光爵 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市原 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年9月1日から平成25年11月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年3月1日から平成25年11月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年5月29日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 川原 光爵  
業務執行社員指定社員 公認会計士 山本 房弘  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイグループホールディングスの平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ジェイグループホールディングスが平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 川原 光爵  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山本 房弘  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングスの平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。